

宮監第92号
令和元年5月30日

請求人 (略) 様

宇都宮市監査委員 小林 陽 夫

同 福田 栄

同 金 崎 芙美子

同 内 藤 良 弘

住民監査請求について (通知)

平成31年4月17日付で收受いたしました地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）につきまして、下記の理由により却下します。

記

法第242条第1項において、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面（以下「事実を証する書面」という。）を添えて、監査委員に対して、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができることを規定している。

また、地方自治法施行令第172条及び地方自治法施行規則第13条において、住民監査請求については、要旨を記載した文書をもってしなければならないこと及び文書の様式について規定している。

まず、本件請求において、請求人は、請求人の担当職員の対応が不十分であることを主張し、担当職員を前任者に戻す措置を講ずることや、上司への報告を請求人等が知る事が出来るシステムの構築と対応の確認をテープなりでする措置を講ずることなどを求めているが、請求人の主張は、市の対応について要望を述べているものであると解され、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実についての請求であるとは認められない。

次に、本件請求においては、事実を証する書面が添付されていない点や文書の様式について要件が整っていない。

そのようなことから、令和元年5月9日付宮監第60号により補正を依頼したが、請求人による補正はなかった。

以上により、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たさないものと判断する。